



19消安第2572号
平成19年6月15日

横浜植物防疫所長 殿

消費・安全局長

種馬鈴しょ検疫実施要領の一部改正について

近年、ジャガイモシストセンチュウ発生は場数の増加が見られることを考慮し、申請は場数が89筆以上の地区は、当面の間、種馬鈴しょ検疫実施要領（昭和49年8月31日49農蚕第5333号農蚕園芸局長通知）第5の規定に基づき、ジャガイモシストセンチュウの発見に適した第3期検査を種馬鈴しょ防疫補助員野帳の記録審査によって行うのではなく、植物防疫官が検査を実施することとする。

また、北海道において新たにジャガイモシストセンチュウが発生したこと及び長崎県内での市町村合併があったことから、種馬鈴しょ検疫実施要領別表1の一部を改正するとともに、第3期検査において植物検診等ジャガイモシストセンチュウを対象とした検査に重点をおくこととし、同通知別表2の一部をそれぞれ別紙新旧対照表のとおり改正したので、了知の上、遺漏のないようにされたい。



種馬鈴しよ検疫実施要領（昭和49年8月31日49農蚕第5333号農蚕園芸局長通知）新旧対照表

（傍線の部分は改正部分）

改 正 後				現 行			
別表1（第3第3項関係）				別表1（第3第3項関係）			
ジャガイモシストセンチュウ発生地域				ジャガイモシストセンチュウ発生地域			
道 県	市 郡	町 村	発 生 地 域	道 県	市 郡	町 村	発 生 地 域
北海道	網走市		稲富、卯原内、浦士別、音根内、嘉多山、北浜、清浦、向陽ヶ丘、栄、昭和、豊郷、能取、二見ヶ岡、鱒浦、丸万、明治、藻琴、山里及び呼入地区	北海道	網走市		浦士別、音根内、嘉多山、清浦、向陽ヶ丘、栄、昭和、能取、二見ヶ岡、鱒浦、藻琴、山里及び呼入地区
	虻田郡	虻田町	花和地区		虻田郡	虻田町	花和地区
		喜茂別町	相川、金山、栄、尻別、鈴川、知来別、中里、花丘、比羅岡、福丘、伏見、富士見台、双葉、御園及び留産地区			喜茂別町	相川、栄、尻別、鈴川、知来別、中里、比羅岡、福丘、伏見、富士見台、御園及び留産地区
		京極町	春日、川西、北岡、更道、錦、松川及び三崎地区			京極町	春日、川西、北岡、更道、錦、松川及び三崎地区
		倶知安町	春出雲、岩尾別、寒別、北3条、北4条、北6条、北7条、琴平、末広、高砂、高見、舞、峠下、豊岡、比羅夫、富士見、扶桑、瑞穂、南4条及び八幡地区			倶知安町	春出雲、岩尾別、寒別、北3条、北4条、北6条、北7条、琴平、末広、高砂、高見、舞、峠下、豊岡、比羅夫、富士見、扶桑、瑞穂、南4条及び八幡地区
		洞爺村	大原、香川及び富丘地区			洞爺村	大原、香川及び富丘地区
		豊浦町	大山梨地区			豊浦町	大山梨地区
		ニセコ町	有島、黒川、近藤、里見、曾我、峠、富川、豊里、西富、ニセコ、福井、宮田、元町及び羊蹄地区			ニセコ町	有島、黒川、近藤、里見、曾我、峠、富川、豊里、西富、ニセコ、福井、宮田、元町及び羊蹄地区
		真狩村	美原地区を除く全地区			真狩村	美原地区を除く全地区
		留寿都村	全地区			留寿都村	全地区
	磯谷郡	蘭越町	日出及び湯里地区		磯谷郡	蘭越町	日出及び湯里地区
	恵庭市		柏木町、下島松、中島松及び西島松地区		帯広市		愛国町東部、泉町中部及び以平町北東部地区
	江別市		大麻、西野幌及び東野幌地区		河東郡	上士幌町	勢多、萩ヶ岡及び北門地区
	帯広市		愛国町東部、泉町中部及び以平町北東部地区		上川郡	清水町	羽帯中央及び御影中央地区
	河東郡	上士幌町	勢多、萩ヶ岡及び北門地区		川上郡	弟子屈町	川湯、屈斜路、原野、札友内及び美留和地区
	上川郡	清水町	羽帯中央及び御影中央地区		標津郡	標津町	川北地区
	川上郡	弟子屈町	川湯、屈斜路、原野、札友内及び美留和地区		標津郡	中標津町	開陽、協和、彼橋、西竹及び武佐地区
	北見市		常呂町字岐阜、常呂町字共立及び常呂町字富丘地区		斜里郡	清里町	青森、上斜里、神威、川向、江南、向陽及び札弦地区
	標津郡	標津町	川北地区			小清水町	以久科北、以久科南、ウトロ、川上、越川、朱田、朱田西、朱田東、大栄、豊倉、豊里、中斜里、日の出、富士、美咲、三井、峯浜及び来通地区
	斜里郡	清里町	青森、上斜里、神威、川向、江南、向陽及び札弦地区		寿都郡	黒松内町	本ネップ地区
		小清水町	以久科北、以久科南、ウトロ、川上、越川、朱田、朱田西、朱田東、大栄、豊倉、豊里、中斜里、日の出、富士、美咲、三井、峯浜及び来通地区		空知郡	南富良野町	浅野西、北落合及び市街地地区
	寿都郡	黒松内町	本ネップ地区		中川郡	美深町	小車、西里、仁宇布及び報徳地区
	空知郡	南富良野町	浅野西、北落合及び市街地地区		野付郡	別海町	大成、西春別清川町及び西春別幸町地区
	伊達市		大滝区豊里町地区		函館市		赤坂、旭岡、石川、石倉、亀田中野、桔梗、昭和、陣川、新渡、鈴蘭丘、瀬戸川、滝沢、鶴野、豊原、中野、西桔梗、古川、米原及び見晴地区
	中川郡	美深町	小車、西里、仁宇布及び報徳地区				
	野付郡	別海町	大成、西春別清川町及び西春別幸町地区	北海道	二海郡	八雲町	東野地区
	函館市		赤坂、旭岡、石川、石倉、亀田中野、桔梗、昭和、陣川、新渡、鈴蘭丘、瀬戸川、滝沢、鶴野、豊原、中野、西桔梗、古川、米原及び見晴地区		富良野市		西達布地区
					北斗市		追分、追分1丁目、文月、向野及び茂辺地地区

道 県	市 郡	町 村	発 生 地 域
青 森 県	上北郡	七戸町 東北町 横浜町	森ノ下地区 後久保及び保戸沢家ノ上地区 夷ヶ沢平地区
	五所川原市		金木町芦野及び金木町川倉七夕野地区
	東津軽郡	外ヶ浜町	蟹田小国館下地区
	弘前市		一町田村元地区
	三沢市		大津2丁目、大津4丁目、織笠、北山、淋代5丁目、 淋代平、鹿中2丁目、鹿中4丁目、下夕沢、下野、水 筒、戸崎、庭橋、三川目4丁目、向平、谷地頭1丁目 及び横沢地区
長 崎 県	諫早市		小長井町打越、小長井町小川原浦、小長井町川内及び 小長井町田原地区
	雲仙市		愛野町甲、愛野町乙、吾妻町栗林名、吾妻町馬場名、 小浜町金浜、小浜町山畑、国見町土黒庚及び瑞穂町西 郷丁地区
	島原市		有明町湯江乙地区
	南島原市		加津佐町甲、加津佐町乙、加津佐町丙、加津佐町丁、 加津佐町己、南有馬町甲、南有馬町乙、南有馬町丙、 南有馬町丁、南有馬町戊及び南有馬町己地区

道 県	市 郡	町 村	発 生 地 域
青 森 県	上北郡	七戸町 東北町 横浜町	森ノ下地区 後久保及び保戸沢家ノ上地区 夷ヶ沢平地区
	五所川原市		金木町芦野及び金木町川倉七夕野地区
	東津軽郡	外ヶ浜町	蟹田小国館下地区
	弘前市		一町田村元地区
	三沢市		大津2丁目、大津4丁目、織笠、北山、淋代5丁目、 淋代平、鹿中2丁目、鹿中4丁目、下夕沢、下野、水 筒、戸崎、庭橋、三川目4丁目、向平、谷地頭1丁目 及び横沢地区
長 崎 県	諫早市		小長井町打越、小長井町小川原浦、小長井町川内及び 小長井町田原地区
	雲仙市		愛野町甲、愛野町乙、吾妻町栗林名、吾妻町馬場名、 小浜町金浜、小浜町山畑、国見町土黒庚及び瑞穂町西 郷丁地区
	島原市		有明町湯江乙地区
	南高来郡	加津佐町 南有馬町	六反田名地区を除く全地区 全地区

別表2（第5関係）

検査の方法

〔略〕

注 ほ場検査は、第4の2第2項によりA階層とされたほ場については検査の申請に係るほ場の数に
応じ次に掲げる数のほ場を、B階層とされたほ場については防疫官が必要と認める数のほ場を、そ
れぞれ任意に抽出して行うものとする。

検査の申請に係るほ場の数	抽出するほ場の数	
	第1期及び第2期ほ場検査	第3期ほ場検査
1.5筆以下	全数	全数
1.6筆以上8.8筆以下	1.5筆以上	1.5筆以上
8.9筆以上	1.8筆以上	

別表2（第5関係）

検査の方法

〔略〕

注 ほ場検査は、第4の2第2項によりA階層とされたほ場については検査の申請に係るほ場の数に
応じ次に掲げる数のほ場を、B階層とされたほ場については防疫官が必要と認める数のほ場を、そ
れぞれ任意に抽出して行うものとする。

検査の申請に係るほ場の数
1.5筆以下
1.6筆以上8.8筆以下
8.9筆以上

抽出するほ場の数
全数
1.5筆以上
1.8筆以上